

令和3年5月7日

厚生労働大臣
田村憲久様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
会長 青木佳之

地域包括支援センター・在宅介護支援センターの 運営改善に係る要望

在宅介護支援センターは平成2年に制度化され、その後の制度改正によりその多くが地域包括支援センターに移行したなか、30年間に渡り地域に根ざした事業所として、高齢者の相談支援や実態把握に取り組んできました。また、地域包括支援センターは平成18年の創設以来、地域包括ケアを実現する中核機関として、各地域でその役割を果たしています。

地域共生社会の実現に向けては、昨年 of 社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設されるなど、地域包括・在宅介護支援センターには、ますます大きな役割を担うことが期待されていることと認識しています。

一方、その役割の重要性から、業務量が幅広く膨大であることなど、センター運営には多くの課題が顕在化しています。

今後も高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる地域包括ケアの推進に寄与するため、安定したセンター運営を継続し、職員が安心して働くことができるよう、以下のとおり要望します。

1. 介護予防ケアマネジメント業務の外部委託について

(1) 介護予防ケアマネジメント業務の受託を推進してください。

- 令和元年に本会が会員センターを対象に実施した調査によると、地域包括支援センターにおいて作成する介護予防ケアプラン数は213.7人(1月当たり実人数)であり、そのうち3職種の作成数は38.9人(1人当たり)、また、報酬単価が低いことから、居宅介護支援事業所への委託は進まず、110.1人(50.8%)にとどまっております。地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント業務は大きな負担となっています。
- 令和3年度介護報酬改定において、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託を進めることを目的とした「委託連携加算」が新設されますが、居宅介護支援事業所において介護予防ケアマネジメント業務の受託推進につながるよう、自治体に通知してください。

2. 生活支援体制整備事業について

(1)協議体に、地域包括支援センターを参画させてください

- 地域包括支援センターの約3割(29.9%)が協議体との関わりがありません。
- 地域支援事業における各事業は連動しており、地域包括ケアの推進を図るため、生活支援体制整備事業の協議体に、地域包括支援センターを参画させるよう、あらためて市町村に周知してください。

(2)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を常勤専従職員としてください

- 生活支援体制整備は、時間と手間をかけて、地域の様々な団体等と連携しながら、その時々地域の住民のニーズに合った事業を展開していく活動であり、それには生活支援コーディネーターの担う役割が非常に重要ですが、他業務と兼務している方が多い現状にあり、そのことが生活支援体制整備が停滞してしまう原因の1つであると思われます。

各市町村において、生活支援体制整備事業を実効的な取り組みとして進めていくため、生活支援コーディネーターは常勤専従職員とするとともに、活動しやすい環境整備を進めてください。

- 地域包括支援センターにとっても、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制構築に向けた資源開発やネットワーク構築機能をもつ生活支援コーディネーターと連携することにより、過重となっている業務の負担軽減につながることを期待できます。生活支援コーディネーターがその機能を十分にはたせるよう、生活支援コーディネーターの位置づけを常勤専従としてください。

3. 在宅介護支援センターの活用について

(1)地域共生社会の実現に向け、在宅介護支援センターを活用してください。

- 在宅介護支援センターは、その多くが地域包括支援センターに移行したなか、運営法人の独自事業として、今も地域に根ざした事業所として、高齢者の相談支援や実態把握に取り組んでいます。
- 地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターのサブセンターやブランチとして、さらには、包括的な支援体制構築に向けた住民に身近な相談窓口として、在宅介護支援センターを活用いただくよう、あらためて自治体に周知してください。

4. 新型コロナウイルス感染症による影響について

(1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大により運営に影響を受けている地域包括支援センターに対し、適切な支援を行ってください。

- 令和2年に本会が会員センターを対象に実施した調査によると、令和2年4月から

8月の間において、市町村から「適切な支援(指示)があった」地域包括支援センターは23.3%にとどまっています。

- 地域包括支援センター事業に関する対応ガイドラインを作成し、センター業務における感染防止対策や、介護予防教室、通いの場等の実施(再開)基準、センター職員が感染者、濃厚接触者となった場合の対応などを示す等、円滑なセンター業務継続が図られるよう、すべての市町村において、地域包括支援センター運営への適切な支援を行ってください。

(2)地域住民がオンラインを活用できるよう、支援してください。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取り組みとしてオンラインの活用は有効な手段のひとつであり、貴省においても、特設WEBサイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」の開設や、「オンライン通いの場」アプリケーションの開発がされています。
- 実際に、地域の高齢者がオンラインを活用した健康維持に取り組むことができるよう、スマートフォン等のIT機器使用に係る支援体制の構築や、公的施設にIT環境を整備する等の支援をしてください。